

保護者各位

志免町教育委員会
小中学校校長会**学童保育の受け入れ、ならびに保育環境が整わない児童・生徒の「(新) 預かり対応」について**

保護者の皆様におかれましては、日頃から本町の教育行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。20日(水)以降の分散登校期間中の学童保育ならびに(新)預かり対応につきましては、下記のとおりとさせていただきます。緊急事態宣言解除の直後であり、児童生徒ならびに教職員の感染リスクを最小限に留めるために、可能な限りご家庭等での保育にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 児童が学童に登録している場合(※申し込みは必要ありません。)

- (1) 期間 5月19日(火)～5月30日(土) ※日曜日は除く
- 19日(火)に預かり対応を申し込んでいた児童につきましては、学童の受け入れ態勢が整いましたので、学童での保育とさせていただきます。
- (2) 預かり時間 8:00～18:00
- (3) 預かり場所 通所している学童保育所
- 登校が午後の時間帯の場合は、学童から学校に移動することになります。

2 児童が学童に登録していない場合(※申し込み(別紙)が必要です。)

- (1) 期間 5月20日(水)～5月28日(木) ※土・日曜日は除く。
- (2) 預かり時間 8:30～15:00
- (3) 預かり場所 各小学校の図書館または教室等
- (4) 対象
- ① 小学1・2・3年生で下記のすべてに該当する児童(今回から4年生の預かり対応は実施しません。)
- ・保護者等が仕事を休めず、自宅等で過ごすことができない児童
 - ・自宅以外の預かり先がない児童 ・咳等、風邪のような症状がない児童
 - ・小学1年生については、保護者等の送迎が可能な場合に限りです。
- ※小学3年生以下であっても、小学4年生以上の兄弟がいる場合は、兄弟が弟妹のお世話をすることについて、ご検討ください。

※小学4年生以上の兄弟が分散登校により、弟妹のお世話ができない場合については(新)預かり対応が可能ですが、可能な限り、ご家庭等での保育にご協力をお願いいたします。
- ② 小中学校の特別支援学級に在籍し、下記に該当する児童・生徒
- ・上記3つの条件を満たし、障がい福祉サービス等を活用できない児童・生徒

3 内 容

各学校で決められた時制で、課題等に取り組みます。(授業は行いません)

4 持 参 物

- ① 筆記用具 ② 学習課題 ③ マスク ④ 弁当(必要に応じて) ⑤ 水筒 ⑥ 上靴
⑦ ハンカチ(タオル) ⑧ ちり紙

5 申 込 込 込

- 「(新)預かり対応」を希望される保護者は、依頼日の前日までに、保護者が直接申込書を各学校にご持参ください。(ただし、土日は除く。)
- 間に合わない場合は、申込書の内容を学校に電話でご連絡いただき、お子様に持たせてください。

6 そ の 他

- 安全に十分留意して、登下校してください。原則として同じ方向で集団下校させます。
- 登校する前には、必ず検温し、熱がないことを確認してください。
- 「(新)預かり対応」の際に、お子様の体調が悪くなった場合は、必ずお迎えをお願いいたします。
- 今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては中止する場合があります。